

陳 情 文 書 表

| | |
|-------------------|--|
| 受 理 番 号 | 陳 情 第 2 2 0 号 |
| 件 名 | 子供たちの生活がより文化的なものとなるよう、感染症対策の緩和について新潟市としてのメッセージ発出を求めることについて |
| 要 旨 | <p>政府より、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の分類が引き下げられることの決定が発表されたことを受け、基本的な感染症対策の緩和について、厚生科学審議会感染症部会から留意点が示された。今後3か月の準備期間を置いた上で行うべき、マスクや換気等は個人の判断に委ねることを基本とし、今では過剰とも言える感染対策はできる限り早期に見直しを行いつつ、新型コロナの特性を踏まえ、有効な方法について、引き続き丁寧に情報発信し、国民の理解と協力を得られるようにすべきと書かれている。</p> <p>当会で、子供たち（子供とは、ゼロ歳から18歳の子供を指す）にアンケートを実施したところ、一律に着用を求められていない2歳以上の就学前の子供たちを含め、多くの子供たちが着用の必要がないとされる場面でも、マスクを着用して園生活、学校生活を送っていることを読み取ることができる。現在も新潟県内において、同様の状態が継続していると報告を受けている。黙食に関しても、令和4年11月25日に新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が変更された後も、現場による判断で継続されていると報告を受けている。</p> <p>また、様々な理由でマスクを着用せずに生活を送っている子供たちの中には、心情への理解が及ばないために深く傷ついている子供もいる。前述のアンケートからは、子供同士の事例だけでなく、教職員の指導等で傷つくこともあるということも明らかであった。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p> |
| 付 託 年月日 委員会 | <p>令和5年2月20日</p> <p>第1項 } 第2項 } 文教経済常任委員会</p> |
| 受 理 | 令和5年2月8日 第611号 |

ゆえに、当会では、3年という年月を費やした感染症対策への真摯な取組を、感染症の分類引下げに併せ、子供たちへの人権意識へとこれまで以上に注力いただくためにも、実際の教育現場等における感染症対策の早期見直しを具体的に進めていくことを求めている。

しかしながら、学校長及び園長への聞き取りによると、黙食やマスク着用などの対策を現場判断で緩和に踏み切れない理由として、マスク非着用者を見ると不安になる人の存在があるとのことだった。

こうした人々と共に、感染症対策を緩和して戻っていくことができるよう、換気や換気システムなどの導入により安心材料の可視化を行っていただくなどの具体的な取組に努めていただきたい。

これらの理由により、下記のとおり陳情いたします。

記

- 1 新潟市として、新潟市民に伝わる形で、感染症対策緩和へ前向きかつ具体的に取組んでいく旨のメッセージ発信等をしていただき、教育機関等が子供たちの生活をより文化的なものへと戻していくために踏み出すきっかけづくりを行うこと。
- 2 マスク非着用者を見ると不安になる人々と共に従来どおりの生活へと感染症対策を緩和して戻っていくことができるよう、換気の重要性、効果の学びや換気システム（高機能換気設備、二酸化炭素濃度測定器、サーキュレーター、HEPAフィルター機能つき空気清浄機等）の導入等により安心材料の可視化を行うなど、具体的な取組に努めること。